

# 国民健康保険税のお知らせ

6月中旬ごろ、国民健康保険に加入している世帯の世帯主のかたに、国民健康保険税納税通知書を送ります。なお平成26年度は税率の改正は行っていません。

国民健康保険税の計算方法は次の通りです。

**【例】** 夫(43歳)の平成25年中の総収入が310万円、妻(38歳)の総収入が120万円、子(12歳)の3人世帯の場合  
夫の収入は事業収入で3,100,000円(必要経費を除いた事業所得は1,990,000円)、妻の収入は給与収入で1,200,000円(必要経費を除いた給与所得は550,000円)として計算しています。

医療分	所得割	夫(所得額1,990,000円－基礎控除額330,000円)×税率6.7%=111,220円 妻(所得額 550,000円－基礎控除額330,000円)×税率6.7%= 14,740円	125,960円
	均等割	1人当たり 22,100円×3人 = 66,300円	66,300円
	平等割	1世帯当たり 22,100円	22,100円
支援金分	所得割	夫(所得額1,990,000円－基礎控除額330,000円)×税率2.4% = 39,840円 妻(所得額 550,000円－基礎控除額330,000円)×税率2.4% = 5,280円	45,120円
	均等割	1人当たり 7,500円×3人 = 22,500円	22,500円
	平等割	1世帯当たり 7,500円	7,500円
介護分	所得割	夫(所得額1,990,000円－基礎控除額330,000円)×税率1.7% = 28,220円	28,220円
	均等割	1人当たり 9,200円×1人 = 9,200円	9,200円

4月から翌年3月までの国民健康保険税(年税額)は  $\rightarrow$  (医療分) (支援金分) (介護分)  $\rightarrow$  326,800円  
( 214,300円 + 75,100円 + 37,400円 )

※100円未満は切り捨て

## ● 計算方法の説明

所得割：国民健康保険加入者全員の前年(平成25年1月～12月)の所得が対象です。給与、公的年金、譲渡所得などすべての所得が対象となり、基礎控除額33万円を差し引いた金額に税率を掛けて計算します。

均等割：世帯の国民健康保険加入者数に応じて計算します。

平等割：1世帯当たりで計算します。

介護分：40歳以上65歳未満の人が対象です。年度途中で40歳になる人は、誕生月(1日生まれの人はその前月)から、65歳になる人は誕生月の前月(1日生まれの人はその前々月)までで計算します。

## 平成26年度国民健康保険税の変更点

国民健康保険税の制度改正があり、以下の内容が変更になりました。

### ① 国民健康保険税(医療分+支援金分+介護分)の課税限度額の引き上げ

- ・後期高齢者支援金分の課税限度額が14万円から16万円になります。
- ・介護保険分の課税限度額が12万円から14万円になります。

### ② 国民健康保険税の軽減措置の変更

- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に世帯主を含めます。
- ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額が35万円から45万円になります。

【問い合わせ】 市市民課保険年金係(福間庁舎) ☎0940・43・8127